

平成27年第12回笠間市教育委員会定例会議事録

1. 招集日時 平成27年12月22日(火) 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
3. 議事録署名人 教育委員 小野瀬 彰
4. 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 12名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題(議事) 以下のとおり
7. 会議の概要
 - (1) 開会
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
今泉教育長 小野瀬委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。
今泉教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。
各委員 (特になしの声)
今泉教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
 - (4) 議事
今泉教育長 続きまして、議事に入ります。報告第13号ですが、本案は特定の個人が識別される案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。
各委員 (異議なしの声)
今泉教育長 異議なしと認め、報告第13号の審議については非公開といたします。

【報告第13号】

(非公開)

今泉教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 次に「議案第47号 笠間市文化財保護審議会への諮問について」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

今泉教育長 これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

永井委員 このような申請があった際に、その貴重性・希少性・信憑性については、どのように審査するのでしょうか。

事務局 笠間市文化財保護審議会という組織で審議します。委員は現在12名で、各委員は歴史に精通した方々です。笠間市教育委員会が文化財について指定する際には、審議会に諮問すると条例に定められています。今回その条例に基づき、笠間市文化財保護審議会に諮問するものです。

永井委員 はい、わかりました。

今泉教育長 その他何かございますか。

平澤委員 現在、笠間市に指定文化財はどれくらいありますか。

事務局 指定文化財については、国指定が8件、県指定が20件、市指定が118件、あわせて146件あります。その中で有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等に分類されています。

平澤委員 それらが損傷した場合は補修するのですか。

事務局 国指定であれば、国の補助・県の補助・市の補助・所有者負担で、県指定であれば、県の補助・市の補助・所有者負担で、市指定であれば、市の補助・所有者負担で補修を行います。これは、笠間市文化財保存事業補助金交付要綱に定められています。補修については知識のある専門家に依頼して行います。

平澤委員 はい、わかりました。

今泉教育長 その他何かございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第47号 笠間市文化財保護審議会への諮問について」は、原案のとおり可決いたします。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後2時34分閉会を宣す。

8. 議決事項

報告第13号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第47号	笠間市文化財保護審議会への諮問について	可決